

静岡県立沼津技術専門校人材育成支援ネットワーク会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、静岡県立沼津技術専門校(以下「本校」という。)人材育成支援ネットワーク(以下「支援ネット」という。)と称し、事務局を本校内に付設されている静岡県東部技能センター(以下「技能センター」という。)に置く。

(目的)

第2条 支援ネットは、静岡県東部地域の産業を支える人材を育成するため、会員が相互に連携して技能センターの活動の円滑化と健全な発展を支援することを目的とする。

(活動)

第3条 支援ネットは、次の活動を行う。

- (1) 技能センターに関する情報交換
- (2) 技能センターに訓練資源(指導者、教材等)の情報を提供
- (3) 職業能力開発及び研修等の需要、実施方法、広報に係る調査への協力
- (4) その他前条の目的を達成するための活動

(会員)

第4条 支援ネットは、静岡県東部地区を中心とする団体、機関及び企業等(以下「団体等」という。)で、本会の目的に賛同するものをもって会員とする。

(入会・退会)

第5条 支援ネットに入会を希望する場合は、参加申込書を事務局へ提出し、幹事会の承認を受け、また、退会しようとする場合は退会届を提出する。

(幹事会)

第6条 第3条の活動を推進するため、支援ネットに幹事会を置く。

2 幹事会は、次の役員をもって構成する。

- (1) 幹事長 1名
- (2) 副幹事長 1名
- (3) 幹事 10名以内

3 役員を選任と任期は、次のとおりとする。

- (1) 幹事長及び副幹事長は、幹事会において互選により選出する。
- (2) 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、役員が途中で欠けた時又は交代した時の任期は、前任者の残存期間とする。

4 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。
- (2) 幹事長は、幹事の交代又は追加の必要があるときは、会員の中から幹事会の承認を得て選任することができる。

- (3) 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は欠けた時は、その職務を代行する。
- (4) 幹事は、第3条の活動内容を先導する。

(幹事会の役割)

第7条 幹事会は、次の役割を担う。

- (1) 支援ネットの連携及び充実方策に関して協議すること。
- (2) 教育訓練資源の情報提供や、職業能力開発に係る調査等の事業に関して助言すること。
- (3) 施設等の貸与の計画等に関して助言すること。
- (4) 支援ネットへの入会を承認すること。
- (5) 幹事の交代又は追加に関して承認すること。
- (6) 本会則の改正を行うこと。
- (7) その他支援ネットの運営に関し協議すること。

(幹事会の招集)

第8条 幹事会は、幹事長が招集し、議長となる。

(議決)

第9条 幹事会の議事は、出席幹事の過半数をもって決する。なお、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会則の改正)

第10条 この会則の改正は、幹事会の議決による。

(運営上の事項)

第11条 この会則で定めるもののほか、支援ネットの運営に関して必要な事項は、幹事長が別に定める。

附則

- 1 この会則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 最初の幹事会については、静岡県立沼津技術専門校長の指名する者を幹事として構成する。